

# ウクライナへの武器供与をめぐる国際法上の問題

国際法学会エキスパート・コメント No. 2024-8

西嶋 美智子（久留米大学法学部准教授）

脱稿：2024年5月31日

## I はじめに

2022年2月24日、ロシアはウクライナ侵攻を開始しました。国連安全保障理事会は、ロシアの拒否権行使により、ロシア非難決議案を採択することはできませんでしたが、緊急特別総会は、3月2日の決議で、ロシアの行為が国連憲章第2条第4項の定める武力不行使原則に違反する侵略だと認定しました。本決議は、141カ国という圧倒的多数の賛成を以て採択されました。

この侵攻の直後から、欧米諸国を中心とした多くの国家がウクライナに対する軍事的・人道的・財政的支援を開始し、[日本も現在までに様々な支援をしてきました](#)。これらの支援国のうち、アメリカ、ドイツ、イギリスなどは、ミサイル等の武器もウクライナに供与していますが、このような武器供与は、国際法、その中でも特に中立法に照らして合法だと言えるのでしょうか。この点は、ウクライナへの武器供与が開始して以来、大きな議論を呼んできました。以下では、具体的な検討に入る前に、まずは中立法を概観します。

## II 伝統的中立制度

伝統的な中立とは、国家間に戦争状態が生じた場合に、戦争に参加しない国家が交戦国との関係で有する法的地位のことを意味します。19世紀から20世紀初頭にかけて、戦争は実質的に自由に開始することができ、いったん始まった戦争について、国家は中立の立場に立つ自由を有しました。中立制度は、通商の自由を保障し、紛争拡大を防止する機能を持つものとして重視されてきました。

交戦国は、中立国の領土を保全する義務があり、一方の中立国は、主として、避止義務、防止義務、黙認義務という三つの義務（中立義務）を持ちます。避止義務とは、中立国が交戦国に対して軍事的支援をしてはならない義務のことです。この軍事的支援とは、軍隊・軍艦・兵器・弾薬・軍用資材等の直接的・間接的供与のことを意味します。防止義務とは、中立国が、交戦国によって自国領域が戦争遂行のために利用されることを防止すべき義務のことです。両交戦国を公平に扱う義務である避止義務と防止義務をあわせて、公平義務と呼ぶことがあります。最後に、黙認義務とは、中立国が、交戦国が戦争法や中立法に従って行ったことの結果生じる、自国や国民に対する損害を黙認しなければならない義務のことです。

す。中立国が中立義務に違反した場合には、交戦国が中立国に対して開戦する可能性があります<sup>1</sup>。

### III 中立制度の変容

第一次世界大戦後、集団安全保障体制が導入され戦争（武力行使）が条約により禁止されるようになると、中立制度の存立基盤が揺らぐこととなります。とりわけ、第二次世界大戦後、国連の集団安全保障体制の下で武力行使が禁止され、安保理が武力行使の違法性を認定し軍事的・非軍事的な強制措置（制裁）を決定することが制度上はできるようになると、このような体制と、交戦国を公平に扱う中立制度は両立し得ないのではないかということが問われるようになりました。

実際には、国連の集団安全保障体制が本来想定していた形で機能しているとは言えないため、通商の安全を保障し、紛争拡大を防止する機能を持つ中立制度は、現代でも重要な機能を持つと考えられています。国際司法裁判所も、中立の原則は、国連憲章の関連規定を条件として全ての国際的武力紛争に適用可能であると述べ<sup>2</sup>、中立制度が現在も存立しうることを認めています。しかし、中立制度が、以前と全く同じ形では存在しなくなったことも確かです。例えば、安保理が非軍事的措置を決定すると、国連加盟国にはそれを履行する義務が課されます（国連憲章第 2 条第 5 項、第 25 条、第 48 条）。国連憲章に基づく義務は、他の国際協定に基づく義務に優先するので（同第 103 条）、この場合、もはや中立の立場はとりえず、武力紛争当事国を差別的に扱う義務が生じます。

それでは、逆に、ウクライナ侵攻においてそうであるように、安保理が加盟国に対して武力紛争当事国を差別的に扱う義務を課さない場合はどうでしょうか。安保理が、武力紛争当事国を差別的に扱う義務を加盟国に課さない場合として、次のようなものが考えられます。安保理が軍事的措置を決定する場合、安保理が強制措置を「勧告」するにとどまる場合、安保理が強制措置を決定しない場合です。

まず、安保理が軍事的措置を決定する場合、国連憲章第 43 条の特別協定が締結されない限り、加盟国に軍事援助の義務は課されません。この場合、加盟国は武力紛争当事国の一方に対して軍事行動を取ることができますが、中立の立場に立つこともできると考えられます。また、安保理が強制措置を「勧告」するにとどまる場合も同様に、加盟国は武力紛争当事国の一方に対して軍事行動を取ることができますが、中立の立場に立つこともできると考えられます。

次に、安保理が強制措置を決定しない場合を考えてみます。この場合、第三国は中立の立

---

<sup>1</sup> 現在では、国連憲章第 2 条第 4 項が国家間の武力行使を禁止しており、国連の軍事的措置として、あるいは自衛権の行使として武力を行使する場合を除いて、国家が他国に対して武力を行使することは許されません。後述（IV、V）するように、他国による義務違反に対しては、武力行使を伴わない対抗措置をとることができます。

<sup>2</sup> *Legality of the Threat of Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996, p. 226, p. 261, para. 89.*

場に立ち、武力紛争当事国を差別的に扱うことはできないということになるのでしょうか。結論から述べると、この点についての国際法は確立しているとは言えません。

この問題をどのように考えるかについて、大別して次のような二つの説があります。一つ目は、安保理が強制措置を決定しない場合、第三国は、集団的自衛権を行使しないのであれば中立の立場に立ち、武力紛争当事国を公平に扱う義務があるとするものです。二つ目は、このような場合、第三国は各々で違法に武力を行使する側の国家を判断し、武力紛争当事国を差別的に扱うことができるとするものです。このような第三国の立場を、限定中立（*qualified neutrality*）あるいは非交戦状態（*non-belligerency*）と呼ぶことがあります。

前者の立場に立ち、安保理が加盟国に義務を課さない限り、公平義務があるとすると、中立制度が持つ戦争（武力紛争）の局地化という重要な機能が活かされ、通商の自由も確保される一方で、違法な武力行使を遂行する側を利することになります。後者の立場に立ち、各国家の判断に基づく当事国の差別的扱いを許すと、違法な武力行使を遂行する国家から中立法上の利益をはく奪し、侵略を抑止することに寄与しうるようにも考えられます。しかし、国連の集団安全保障体制は、違法な武力行使の認定やそれへの対応について安保理に権限を一元化し、個別国家の判断による自衛権行使をその唯一の例外とする体制です。自衛権行使以外の場合に、個別国家の判断による武力紛争当事国の差別的扱いを許せば、集団安全保障体制を根幹から揺るがすことになります。また、武力紛争の拡大にも抑止がかからなくなる可能性があります。

そこで、後者の立場に立って本件におけるウクライナ援助を支持する多くの論者は、援助が許される場合を、安保理か（安保理が機能不全の場合は）総会が違法に武力行使する国家を認定する場合に限定します。限定中立には根強い反対の声があるものの、ウクライナ侵攻後は、欧米を中心とした多くの国際法学者が、安保理決議か総会の認定を条件として援助を認める立場をとっています。

#### IV ウクライナへの武器供与の合法性

ウクライナへの武器供与の合法性についての判断は、上記の二つの説のいずれを支持するかによって変わります。以下では、論理的な可能性として、上記いずれかの説に立った場合に、ウクライナに対する武器供与を法的にどのように評価しうるかを検討します。

最初に、前者の立場に立ち、仮に武器供与が避止義務違反だとすると、国際法上これを正当化することができるのかを検討してみます。第一に、対抗措置としての正当化が考えられます。対抗措置とは、他国の義務違反に対して、それをやめさせるために、自ら国際義務に違反する措置をとることです。自らの措置は、本来国際義務に違反しますが、その違法性は阻却されます。本件の場合、ロシアの侵略を国際共同体全体に対する義務（対世的義務<sup>3</sup>）

---

<sup>3</sup> 対世的義務（*obligation erga omnes*）とは、「国際共同体全体に対する義務」のことであり、1970年バルセロナ・トラクション電力会社事件判決において国際司法裁判所が採用した概念です。侵略の禁止、集

違反とみなし、この義務違反をやめさせるために、自ら避止義務に違反する武器供与をすることが可能だと理論構成することになります。しかし、対世的義務違反に対して、被害国以外による対抗措置が可能であるという国際法は確立していません。もっとも、このような国際法が形成途上にあるとの見方もあります<sup>4</sup>。

第二に、武器供与は集団的自衛権に基づいて正当化しうると主張されることがあります。集団的自衛権は、A国からの武力攻撃を受けているB国の要請を受け、C国がA国に対して武力を行使することを許す権利です。集団的自衛権は武力行使を正当化しうるのであるから、それに至らない措置は当然に正当化しうると主張されます。しかし、本来的に集団的自衛権は「武力行使」を正当化する概念として国連憲章に導入されたものです。通常、武器供与は武力行使に至らない措置であると捉えられ<sup>5</sup>、このような武力行使に至らない措置を集団的自衛権に基づいて正当化することは難しいと考えられます<sup>6</sup>。ただ最近では、ある基準を超えた武器供与は武力行使になりうるとの主張も見られます<sup>7</sup>。

一方で、後者の立場に立つと、武力紛争当事国を差別的に扱うことはそもそも許されます。この説を支持する多くの国際法学者がそうであるように、安保理か（安保理が機能不全の場合は）総会が認定する違法な武力行使の対象となった国家に援助が可能だとすると、ウクライナ侵攻において、ウクライナに対する武器供与は許されるということになります。その一方で、侵略国だと認定されたロシアに対する援助は許されないという結論になります。

ただし、ウクライナ侵攻における武器供与国は、供与の根拠を明確にしていません。中立に明示的に言及することはなく、ウクライナの自衛権行使を支援するために武器を供与するものだと述べるにとどまっています<sup>8</sup>。

## V ウクライナへの武器供与国は武力紛争当事国となるか

---

団殺害の禁止などがこれにあたりとされます。

<sup>4</sup> 岩沢雄司『国際法[第2版]』（東京大学出版会、2023年）591頁。

<sup>5</sup> 国家の正規軍が他国領域に侵入するのが直接的な武力行使であることは明確です。それに加え、ニカラグア事件判決で国際司法裁判所が判示したように、他国における叛徒への武器・兵站等を供与するといった間接的な武力行使（間接侵略）も禁止されていると解されます。この判決は、「非国際的武力紛争」における「非国家主体」への援助を武力行使とみなすものであり、ウクライナ侵攻のように、国家による国家への武器供与が武力行使か否かについて判断されたものではありません。

<sup>6</sup> Giulio Bartolini & Marco Pertile “Relic of the Past or Immortal Phoenix? The legal Relevance of Neutrality in the Russo-Ukrainian War,” *The Italian Yearbook of International Law*, Vol. 32 (2022), p. 201, pp. 211-212, Raphaël Van Steenberghe, “Military Assistance to Ukraine: Enquiring the Need for Any Legal Justification under International Law,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 28 (2023), p. 231, p. 238.

<sup>7</sup> [Michael N. Schmitt, William Casey Biggerstaff, “Are States Aiding and Assisting Ukraine and Russia Using Force?,” \*Articles of War\*, April 7, 2023, Christian Schaller, “When Aid or Assistance in the Use of Force Turns into an Indirect Use of Force,” \*Journal on the Use of Force and International Law\*, Vol. 10 \(2023\), p. 173, pp. 174-176, 198-199.](#)

<sup>8</sup> ウクライナ侵攻における武器供与国は、武器供与を対抗措置として正当化していません。また、供与国の多くは、[アルバニア](#)など例外はあるものの、集団的自衛権を明示的に援用することはなく、自衛権行使であるならば必要な安保理への報告もしていません。

ロシアは、ウクライナ上空に飛行禁止区域<sup>9</sup>を設けることは武力紛争に参加することであり、ウクライナ空軍の飛行機に自国基地を使用させることは、その後ロシア軍に対して武力が行使されるなら、武力紛争への参加とみなすと警告しています。ウクライナを支援する国家は、ウクライナ支援が原因でロシアとウクライナの武力紛争に巻き込まれ、自国も武力紛争当事国となるような事態に陥ることを慎重に避けてきました。

武器供与国が、武器供与を直接の原因として武力紛争当事国となるケースとして想定するのは、ロシアが武器供与を国際法違反（武力不行使原則違反あるいは避止義務違反）だとみなして、供与国に対して武力を行使する場合です。仮に武器供与が武力不行使原則違反あるいは避止義務違反であるとするれば、ロシアは供与国に対して対抗措置をとることができます。しかし、少なくとも国際法上は、対抗措置として武力を行使することはできないことになっています。

もっとも、上述の通り、武器供与は武力行使とは通常はみなしがたく、また避止義務違反にあたるか否かは議論があるところです。

## VI おわりに

武器供与をめぐる国際法上の問題は、上記で検討した以外にも、武器貿易条約に照らした合法性の問題がありますが、本稿は紙幅の制限により限られた問題のみを扱いました。

国連が強制措置を決定しない場合に、武力紛争当事国の一方を援助することが避止義務違反に当たるか否かについては説が分かれていましたが、武器供与が避止義務違反だと仮定すれば、対抗措置としても集団的自衛権としても正当化は難しいという結論になります。

しかし、少なくとも本件においては、多くの国際法学者がウクライナに対する武器供与が許されるとみなしていることは確かです。2022年3月2日の緊急特別総会決議により、ロシアの武力行使が侵略と認定されたことがその根拠とされています。

ただし、国際社会の圧倒的多数の国家が、ウクライナに武器を供与するか否かにかかわらず、中立に言及していないということもまた事実であり、本件を中立制度についての国際法の転換点とみることができるのか、今後の国家実行や学説の動向を慎重に検討していく必要があります。

### 【主要参考文献】

#### [書籍]

James Upcher, *Neutrality in Contemporary International Law* (Oxford University Press, 2020).

---

<sup>9</sup> 飛行禁止区域とは、無許可の航空機の飛行が禁止された空域のことです。禁止区域を飛行した航空機は、撃墜される可能性があります。ゼレンスキー大統領は、NATO とその同盟国に対して、ウクライナ上空に飛行禁止区域を設定するように要請してきました。

浅田正彦・玉田大編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』(東信堂、2023年)。  
和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格』(東京大学出版会、2010年)。

[論文・書籍の一部]

[James A. Green, “The Provision of Weapons and Logistical Support to Ukraine and the \*jus ad bellum\*.” \*Journal on the Use of Force and International Law\*, Vol. 10 \(2023\), pp. 3-16.](#)

[Masahiko Asada, “The War in Ukraine under International Law: Its Use of Force and Armed Conflict Aspects.” \*International Community Review\*, Vol. 26 \(2024\), pp. 5-38.](#)

Michael Bothe, “The Law of Neutrality,” in Fleck, D.(ed.), *The Handbook of International Humanitarian Law*, 4th ed. (Oxford University Press, 2021), pp. 602-663.

[Michael N. Schmitt, “Providing Arms and Materiel to Ukraine: Neutrality, Cobelligerency, and the Use of Force.” \*Articles of War\*, March 7, 2022.](#)

各サイトの最終閲覧日は2024年5月31日です。